

こんごう

富田林民主商工会
 〒584-0036
 富田林市甲田6-1-51
 電話 0721-25-2233
 FAX 0721-25-2830
 HP ton-min@ton-min.jp



領収書整理・記帳会のご案内

10月13日(火)
 午後2時～3時

パソコンをお持ちの方は持参して
 下さい。

夜も希望のある方は連絡下さい。
 民商事務局：日岡、青砥

民商無料法律相談(要予約)

- 10月28日(水)午後5時から(予定)
- 担当：岩嶋弁護士(南大阪法律事務所)

9・13 大婦協第41回総会 大阪府下233人集まる！！



9月13日(土)朝10時から、DCCクリスチャンセンターで第41回大婦協総会が行われました。参加者は全体で233人(代議員227人、評議員6人)。富田林民商婦人部からは、6名(石田さん、岸さん、尾崎さん、亀井さん、辻谷さん、事務局井上)が参加しました。

所得税法56条廃止で 業者婦人の明日を築こう

午前中は狭川会長のあいさつ、来賓の方々(大商連・大川利雄副会長、日本共産党・参議院予定候補わたなべ結さんの祝辞、各婦人部の表彰式、婦人部の代表発言などがありました。午後からは、3つの会館に分かれて分散会を行いました。議題は主に、議案書に対する意見と56条についてで

す。56条については、役員でも上手く人に伝えられなかったり、何か他人事のように思っている人が多い。でも、自分自身の問題だと受け止めて、少しでも多くの人に広めていく事が大切だと確認しました。

総会初参加の方が、分散会に参加して「みなさん優しく、私の話をよく聞いてくれて楽しかった」と言っていました。民商業者婦人は、同じ要求を持つ仲間だから、当然だと思いますが、こういう人が増えてくれる事を願っています。



所得税法56条は何か？

何がダメなの？56条

所得税法56条では「事業主と一緒に生計を立てている親族が受け取ったお金(給料)は経費にならない」という事が最大の問題です。「他人を雇った場合は経費になるが、親族の場合は経費にならない」これでは、家族で事業をしているところは税金に大きな差が生まれます。少しでも支出を減らそうと考えるなら、親族ではなく他人を雇うでしょう。しかし、親子の代で世代継承を考えているところは、事業所の税金負担が大きいのしかかってきます。他人を雇えば経費になり、税金も少なくなるのに。何故、親族ではダメなのでしょう。消費税を納税している事業所はとくに税額に差が生まれる事は明白です。「親族だから」というような考え方は、一種の差別になるのではないのでしょうか？このような差別を無くすためにも、所得税法56条は廃止すべきだと思います。